

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊	別冊
酒税法及び酒類行政法令解釈通達	酒税法及び酒類行政法令解釈通達
目次	目次
第3編 租税特別措置法関係	第3編 租税特別措置法関係
第87条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例	第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例
第87条の2・第87条の3 (省略)	第87条の2・第87条の3 (同左)
(削除)	第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例
第87条の5～第87条の8 (省略)	第87条の5～第87条の8 (同左)
附則(令和5年法律第3号関係)	(新設)
第3編 租税特別措置法関係	第3編 租税特別措置法関係
第87条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例	第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例
第1項関係	
1 「前年度課税移出数量」の意義	1 「特例適用製造者」の判定
前年度課税移出数量(注1、2、3)は、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により製造免許を受けている酒類の品目にかかわらず、全ての品目の酒類の前年度における純課税移出数量(注4、5)をいう。	措置法第87条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「特例適用製造者」は、同条の適用対象となる清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒又は発泡酒(以下第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。)の製造者のうち、清酒等以外も含めた全ての品目の酒類の前年度における純課税移出数量(課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の数量をいう。以下同じ。)の合計(以下「総課税移出数量」という。)が10,000kl以下である者をいう。
(注) 1 措置法第87条第1項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に規定する「前年度課税移出数量」をいう。以下この編において同じ。	(注) 2以上の製造場を有する製造者の特例適用製造者の判定は、製造場ごと、かつ、品目ごとに純課税移出数量を算出し、その合計により行うことに留意する。
2 前年度課税移出数量の算出に当たっては、完全支配関係のある者の数量も含める。前年度の途中で完全支配関係を有することとなった場合には、完全支配関係を有することとなった後の数量だけでなく、前年度における全体の数量を含める。	
なお、完全支配関係は、措置法第87条第4項第2号に規定する「完全支配関係」をいう。以下この編において同じ。	
3 2以上の製造場を有する製造者の前年度課税移出数量は、製造場ごと、かつ品目ごとに純課税移出数量を算出し、その合計による。	
4 課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の数量をいう。以下この編において同じ。	
5 純課税移出数量の算出に当たって、課税移出数	

改正後	改正前
<u>量から控除する戻入れ数量には、その年度以前に移出した酒類を戻し入れた場合の戻入れ数量を含む。</u> 2 「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」の取扱い (1) <u>再移出控除適用酒類（注）については、他の製造場から移出する際に措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定を適用されたものであるかどうかにかかわらず、税率の特例は適用しない。</u> (注) <u>措置法第87条第1項に規定する「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」をいう。以下この編において同じ。</u> (2) <u>再移出控除適用酒類の数量については、第2編第30条第3項関係の3〈再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算〉の定めにより算出する。</u> 3 「当年度酒税累計額」の取扱い <u>当年度酒税累計額（注1、2、3、4、5、6）は、措置法第87条第1項各号《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の区分を判定する時において、第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出した酒税額とする。</u> (注) 1 <u>措置法第87条第1項に規定する「当年度酒税累計額」をいう。以下この編において同じ。</u> 2 <u>当年度酒税累計額は、本則税額によるものであるから、措置法第87条第1項各号又は第2項の表下欄に定める各割合を乗じる前の金額の累計である。</u> <u>なお、本則税額は、法第23条《税率》又は措置法第87条の2《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》に規定する税率により計算した金額をいう。以下この編において同じ。</u> 3 <u>当年度酒税累計額の計算の基礎となる数量は、純課税移出数量であるほか、再移出控除適用酒類を除き、また、製造免許を受けている酒類と同一の品目のものの数量に限る。</u>	2 「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」等の取扱い <u>措置法第87条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」及び「製造場から移出する清酒等」の数量については、品目ごとの純課税移出数量による。</u> (注) <u>製造場から清酒等を移出した場合であっても法第54条第5項《罰則》の適用があるときには、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定は適用されないのであるから留意する。</u> 3 税率の特例を適用する場合の数量の取扱い (1) <u>税率の特例の適用は、その年度の開始から順次200kℓに達するまでの清酒等ごとの純課税移出数量を積算して行う。</u> (注) <u>税率の特例は、純課税移出数量を移出した順に順次積算して適用するものであり、例えば、特定の月分だけ適用することや、同一品目のうち、税率の高いものだけについて適用することはできないのであるから留意する。</u> (2) <u>二以上の清酒等の製造場を有する製造者が税率の特例を適用する場合において、月中に税率の特例の適用数量が200kℓに達する場合には、(1)にかかわらず、製造者の選択した1製造場において税率の特例を適用することとして差し支えない。この場合、当該製造者の選択した1製造場については、当該月の酒税に係る期限内申告書を提出するときまでに当該製造場の所轄税務署長に対して、その旨を届出させる。</u>

改正後	改正前
<u>4 酒類を戻し入れた場合、当年度酒税累計額は本則税額によるものであるから、戻し入れた酒類に係る本則税額を当年度酒税累計額から控除する。</u> <u>5 2以上の製造場を有する製造者の当年度酒税累計額は、製造場ごとに酒税額を算出し、その合計による。</u> <u>6 措置令第46条の7の2第8項《承認酒類製造者の承認に関する事項等》に基づき、納税申告書に当年度酒税累計額を記載しなければならない。</u> 4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 <u>(1) 税率の特例を適用する場合の酒税額（注1、2、3）は、第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出した酒税額に、当年度酒税累計額の区分に応じ、措置法第87条第1項各号又は第2項の表下欄《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に定める各割合を乗じて計算する。</u> <u>(注) 1 その製造場から酒類を移出した順に、その酒類に対して適用する。</u> <u>2 2以上の製造場を有する製造者が税率の特例を適用する場合において、月中に当年度酒税累計額が5,000万円、8,000万円又は1億円を超える場合には、(注) 1にかかわらず、製造者の選択した1製造場から、順次、税率の特例を適用することとして差し支えない。この場合、製造者の選択した1製造場を、当年度酒税累計額が5,000万円を超えることとなる月の酒税に係る期限内申告書を提出するときまでに当該製造場の所轄税務署長に届出させる。</u> <u>3 製造場から移出した場合であっても法第54条第5項《罰則》の適用があるときには、税率の特例は適用しない。</u> <u>(2) ただし、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、第2編第23条の3〈混和酒の税率適用の取扱い〉の定めに従って算出した酒税額に、当年度酒税累計額の区分に応じ、措置法第87条第1項各号又は第2項の表下欄に定める各割合を乗じて計算する。</u> <u>(3) (1)及び(2)により算出した税額に1円未満の端数が</u>	4 「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」の意義等 <u>「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」（以下、「再移出控除適用酒類」という。）とは、移出につき再移出控除の適用を受ける酒類をいい、原料使用控除を受け又は受けようとする酒類は含まれない。</u> <u>(注) 1 再移出控除適用酒類については他の酒類の製造場から移出したときに措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定を適用されたものであるかどうかにかかわらず「二百キロリットルまでのもの」には含まれないのであるから留意する。</u> <u>2 再移出控除適用酒類の数量については、第2編第30条第3項関係の3〈再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算〉の定めにより算出するのであるから留意する。</u>

改正後	改正前
<u>ある場合には、これを切り捨てる。</u> <u>(4) 法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定による酒税額の控除については、戻し入れた酒類に係る当初移出時の税率の特例の割合にかかわらず、戻入れ前の当年度酒税累計額の区分に応じ、順次、本則税額に措置法第87条第1項第1号から第3号に定める割合（注）を乗じて計算した酒税が課された酒類を戻し入れたものとして取り扱う。</u> <u>（注） 同条第2項に該当する場合は、同項の表下欄に定める割合とする。</u>	
<u>5 「相続その他の理由により酒類の製造免許に係る製造業の全部又は一部の承継があった」の取扱い</u> <u>措置令第46条の6第1項《相続等があった場合における前年度課税移出数量等》に規定する「相続その他の理由により酒類の製造免許に係る製造業の全部又は一部の承継があった」とは、法第19条第2項《製造業又は販売業の相続等》の規定により酒類の製造免許を受けたものとみなされた場合のほか、第2編第7条第1項関係の5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉の取扱いを適用して酒類の製造免許を受けた場合を含むものとして取り扱う。</u> <u>（削除）</u>	<u>5 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算</u> <u>(1) 税率の特例を適用する場合の酒税額は、第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出した酒税額に、清酒等を製造場から移出する年度に応じ、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項又は第2項に規定する割合を乗じて計算する。</u> <u>なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、第2編第23条の3〈混和酒の税率適用の取扱い〉の定めに従って算出した税率の特例の適用を受けることのできる酒類について、清酒等を製造場から移出する年度に応じ、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項又は第2項に規定する割合を乗じて計算するのであるから留意する。</u> <u>(2) (1)により算出した税額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。</u>
	<u>6 税率の特例の適用を受けた酒類を戻し入れた場合の取扱い</u> <u>税率の特例の適用を受けた酒類（以下「適用酒類」という。）を戻し入れた場合の酒税額の控除については、法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定によるものであるが、戻し入れた酒類が、適用酒類であるか否かが明らかである場合を除き、次のとおり取り扱う。</u> <u>(1) 戻し入れがあった場合において、年度当初からの純課税移出数量が200kℓを超えているときには、当該戻し入れに係る数量の全量を適用酒類以外のものとする。</u> <u>(2) 戻し入れがあった場合において、年度当初からの純</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<u>課税移出数量が200kℓ以下となっているときには、次による。</u> <u>イ 適用酒類のみの課税事績しかないとき、当該戻し入れに係る数量の全量を適用酒類とする。</u> <u>ロ 適用酒類以外の酒類の課税事績があるとき、当該戻し入れに係る数量から、200kℓと年度当初からの純課税移出数量の差を減じた数量については、適用酒類以外のものを戻し入れたものとし、また、戻し入れ数量と当該適用酒類以外の酒類の数量との差については、適用酒類を戻し入れたものとする。</u> 7 平成29年改正法の施行に伴う取扱い <u>平成29年改正法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）をいう。以下同じ。）第7条の規定の施行に伴い、新酒税法（平成29年改正法による改正後の酒税法をいう。以下この7において同じ。）の規定による品目と異なることとなる旧酒税法（平成29年改正法による改正前の酒税法をいう。以下この7において同じ。）に規定する品目の酒類について、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」の取扱いは、次による。</u> <u>(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に製造場から移出した酒類については、旧酒税法の規定による品目ごとの純課税移出数量によることに留意する。</u> <u>(2) 平成30年4月1日以降に製造場から移出した酒類については、新酒税法の規定による品目ごとの純課税移出数量によることに留意する。</u> <u>ただし、平成30年3月31日以前に製造場から移出され、同年4月1日以降戻し入れられた酒類がある場合には、当該戻し入れられた酒類については、移出時の品目の課税移出数量から控除する。</u> <u>(注) 例えば、旧酒税法の規定では甘味果実酒に該当し、新酒税法の規定では果実酒に該当する酒類について、平成30年3月31日以前に製造場から移出され、同年4月1日以降戻し入れられた場合には、甘味果実酒の課税移出数量から控除することに留意する。</u>

改 正 後	改 正 前								
第 1 項及び第 3 項関係 <u>1 「法第 7 条第 1 項の規定により製造免許を受けている」の範囲</u> <u>措置法第 87 条第 1 項及び第 3 項第 5 号《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に規定する「法第 7 条第 1 項の規定により製造免許を受けている」には、次表の左欄に掲げる酒類の製造免許は含まれるが、右欄に掲げる酒類の製造免許は含まれない。</u> <u>なお、製造免許に製造する酒類の範囲に条件が付されている場合には、当該条件により製造された酒類に限り、税率の特例を適用するものとして取り扱う。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>含まれる製造免許</th><th>含まれない製造免許</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 法第 19 条第 2 項《製造業又は販売業の相続等》に規定された製造免許</u></td><td><u>1 法第 28 条第 6 項《未納税移出》に規定された製造免許</u></td></tr> <tr> <td><u>2 令和 5 年改正法附則（注）第 56 条第 6 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に規定された製造免許</u></td><td><u>ただし、令和 5 年改正法附則（注）第 56 条第 6 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に規定された製造免許を除く</u></td></tr> <tr> <td><u>3 過去の改正法附則の経過措置に規定された製造免許</u></td><td><u>2 法第 28 条の 3 第 4 項《未納税引取》に規定された製造免許</u></td></tr> </tbody> </table> <u>（注） 所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）の附則をいう。</u> 第 2 項関係 <u>1 「特定品目前年度課税移出数量」の取扱い</u> <u>措置法第 87 条第 2 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に規定する「特定品目前年度課税移出数量」には、完全支配関係のある者に係る前年度における数量も含まれる。</u> 第 3 項関係 <u>1 「常時使用する従業員」の範囲</u>	含まれる製造免許	含まれない製造免許	<u>1 法第 19 条第 2 項《製造業又は販売業の相続等》に規定された製造免許</u>	<u>1 法第 28 条第 6 項《未納税移出》に規定された製造免許</u>	<u>2 令和 5 年改正法附則（注）第 56 条第 6 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に規定された製造免許</u>	<u>ただし、令和 5 年改正法附則（注）第 56 条第 6 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に規定された製造免許を除く</u>	<u>3 過去の改正法附則の経過措置に規定された製造免許</u>	<u>2 法第 28 条の 3 第 4 項《未納税引取》に規定された製造免許</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
含まれる製造免許	含まれない製造免許								
<u>1 法第 19 条第 2 項《製造業又は販売業の相続等》に規定された製造免許</u>	<u>1 法第 28 条第 6 項《未納税移出》に規定された製造免許</u>								
<u>2 令和 5 年改正法附則（注）第 56 条第 6 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に規定された製造免許</u>	<u>ただし、令和 5 年改正法附則（注）第 56 条第 6 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に規定された製造免許を除く</u>								
<u>3 過去の改正法附則の経過措置に規定された製造免許</u>	<u>2 法第 28 条の 3 第 4 項《未納税引取》に規定された製造免許</u>								

改正後	改正前
<u>措置法第87条第3項第1号及び第2号《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に規定する「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項《解雇の予告》に基づいて解雇の予告を必要とする者をいうが、季節的業務に期間を定めて使用される者も含むものとする。</u> 2 資本金の額等の円換算 <u>法人が措置法第87条第3項第3号《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に掲げる法人に該当するかどうかを判定する場合において、当該法人との間に完全支配関係がある法人が外国法人であるときは、当該外国法人が同項第2号に規定する「資本金の額又は出資金の額が3億円を超え」ているかどうかは、その年度の前年度の末日における当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、その年度の前年度の末日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により判定する。</u> 3 税率の特例を適用しない者の取扱い <u>年度の途中で措置法第87条第3項第5号、第6号、第8号又は第9号《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定に該当することとなった者については、同条第8項の規定による承認酒類製造者に係る承認の取消の日にかかわらず、該当することとなった日の翌日から、税率の特例を適用しない。</u> 第3項及び第4項関係 1 「完全支配関係」の判定 (1) <u>一の者と法人との間に当該一の者による完全支配関係があるかどうかは、当該法人の株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。</u> (2) <u>(1)の判定は、税率の特例の適用を受けようとする前年度の末日までに完全支配関係を有することとなっているかどうかにより行う。例えば、その有することとなった原因が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める日をもって完全支配関係を有するものとする。</u>	(新設)

改正後	改正前
イ <u>株式の購入 当該株式の引渡しがあった日</u> ロ <u>新たな法人の設立 当該法人の設立後最初の事業年度開始の日</u> ハ <u>合併 合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）</u> ニ <u>分割 分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）</u> ホ <u>株式交換 株式交換の効力を生ずる日</u>	
2 完全支配関係の判定における従業員持株会の範囲 <u>措置令第46条の7第1項第1号《完全支配関係》に規定する組合は、民法第667条第1項《組合契約》に規定する組合契約による組合に限られる。</u> <u>なお、いわゆる証券会社方式による従業員持株会は原則としてこれに該当するが、人格のない社団等のいわゆる信託銀行方式による従業員持株会はこれに該当しない。</u> <u>（注） 上記の従業員持株会の使用人には、法人税法第34条第6項《役員給与の損金不算入》に規定する使用人としての職務を有する役員は含まれない。</u>	
第6項及び第8項関係	<u>（新設）</u>
1 「滞納処分を受けた」の意義 <u>措置法第87条第6項第3号及び第8項第3号《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に規定する「酒税の滞納処分を受けた」の意義は、第2編第10条第6号関係の</u> <u>1 〈「滞納処分を受けた」の意義〉の取扱いに準じる。</u> 2 滞納処分を受けてからの期間の計算の取扱い <u>措置法第87条第6項第3号《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に規定する「申請前2年において酒税の滞納処分を受けた者」であるかどうかの判定の取扱いは、第2編第10条第6号関係の2〈滞納処分を受けてからの期間の計算の取扱い〉の取扱いに準じる。</u>	
<u>（削除）</u>	第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 1 「初めて製造免許を受けた者」の意義 <u>（1） 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率</u>

改正後	改正前
	<u>の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)</u>とは、令和3年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。 <u>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</u> <u>イ 第2編第7条第1項関係の5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者(措置法第87条の4第5項に規定する場合を除く。)</u> <u>法人成り等によりビールの製造免許を受けたとき</u> <u>ロ 第2編第7条第5項関係の4〈輸出用清酒製造免許以外の期限付免許の永久免許への切替えの取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者 切替えの対象となる期限付免許を最初に受けたとき</u> <u>ハ 他の製造場にビールの製造免許を受けたことがある者 当該他の製造場においてビールの製造免許を受けたとき</u> <u>ニ 平成29年改正法附則第35条第1項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定により、ビールの製造免許を受けたものとみなされた者 ビールの製造免許を受けたものとみなされたとき</u> <u>(2) 令和3年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条第1項《製造又は販売業の廃止》による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条第4項《酒類の製造免許》の規定により付された期限の満了後、改めて令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、令和3年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。</u> <u>2 「特例適用製造者」の判定</u>

改正後	改正前						
	<u>措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「特例適用製造者」は、同条の適用対象となるビールの製造者のうち、総課税移出数量が10,000kl以下である者をいう。</u> (注) <u>2以上の製造場を有する製造者の特例適用製造者の判定は、製造場ごと、かつ、品目ごとに純課税移出数量を算出し、その合計により行うことに留意する。</u> 3 <u>ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い</u> <u>措置法第87条の4《ビールに係る酒税の税率の特例》の適用に当たっての取扱いについては、第87条〈清酒等に係る酒税の税率の特例〉の2から7の定めを準用する。</u> 4 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義 <u>措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。</u> <u>(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)</u> <table border="1"> <tr> <th><u>免許を受けた日等の区分</u></th><th><u>最大適用可能期間</u></th></tr> <tr> <td><u>令和3年4月1日に免許を受けた場合</u></td><td><u>令和3年4月分から令和8年4月分まで</u></td></tr> <tr> <td><u>令和5年3月31日に免許を受けた場合</u></td><td><u>令和5年3月分から令和10年3月分まで</u></td></tr> </table>	<u>免許を受けた日等の区分</u>	<u>最大適用可能期間</u>	<u>令和3年4月1日に免許を受けた場合</u>	<u>令和3年4月分から令和8年4月分まで</u>	<u>令和5年3月31日に免許を受けた場合</u>	<u>令和5年3月分から令和10年3月分まで</u>
<u>免許を受けた日等の区分</u>	<u>最大適用可能期間</u>						
<u>令和3年4月1日に免許を受けた場合</u>	<u>令和3年4月分から令和8年4月分まで</u>						
<u>令和5年3月31日に免許を受けた場合</u>	<u>令和5年3月分から令和10年3月分まで</u>						
第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 第1項関係 1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲 措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場（同条第7項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下同じ。）を経営する酒類製造者が、同条第1項に規定する<u>免税購入対象者</u>に対し、免税酒類（措置令第46条の8の2第2項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する免税酒類をいう。以下同じ。）で、輸出するため同条第3項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、<u>免税購入対象者</u>が国内において消費するために購入す	第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 第1項関係 1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲 措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場（同条第7項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下同じ。）を経営する酒類製造者が、同条第1項に規定する<u>非居住者</u>に対し、免税酒類（措置令第46条の8の2第1項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する免税酒類をいう。以下同じ。）で、輸出するため同条第2項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、<u>非居住者</u>が国内において消費するために購入する酒類						

改正後	改正前
る酒類の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。 (注) 輸出酒類販売場における酒税の免税の対象となる酒類は、その購入者である<u>免税購入対象者</u>が国外に持ち出す酒類に限られるが、事業用又は販売用として購入され持ち出されることが明らかな酒類については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はない。	の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。 (注) 輸出酒類販売場における酒税の免税の対象となる酒類は、その購入者である<u>非居住者</u>が国外に持ち出す酒類に限られるが、事業用又は販売用として購入され持ち出されることが明らかな酒類については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はない。
2 輸出酒類販売場で販売する酒類（措置法第87条の6第1項適用酒類）の範囲 措置令第46条の8の2第2項第1号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する「製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類」とは、輸出酒類販売場である酒類の製造場のほか、自己の他の酒類の製造場において製造免許を受けている酒類の品目をいい、同項第2号に規定する「当該酒類製造者が製造した酒類」には、自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含むものとする。 (注) (省略)	2 輸出酒類販売場で販売する酒類（措置法第87条の6第1項適用酒類）の範囲 措置令第46条の8の2第1項第1号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する「製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類」とは、輸出酒類販売場である酒類の製造場のほか、自己の他の酒類の製造場において製造免許を受けている酒類の品目をいい、同項第2号に規定する「当該酒類製造者が製造した酒類」には、自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含むものとする。 (注) (同左)
3 一般物品と酒類で一の資産を構成している場合の取扱い 一般物品（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条第3項第1号《輸出物品販売場における免税販売手続等》に規定する「一般物品」をいう。以下同じ。）と酒類で一の資産を構成している（組み合わせて一の商品としているものを指し、例えば、一般物品に該当する徳利とお猪口に酒類を組み合わせて一の商品としているもの等）場合は、消耗品等（同条第2項第2号に規定する消耗品並びに同条第4項の規定により消耗品として同条第2項、第3項、第13項及び第14項並びに同令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下同じ。）に該当することに留意する。	3 一般物品と酒類で一の資産を構成している場合の取扱い 一般物品（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条第2項第1号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する「一般物品」をいう。以下同じ。）と酒類で一の資産を構成している（組み合わせて一の商品としているものを指し、例えば、一般物品に該当する徳利とお猪口に酒類を組み合わせて一の商品としているもの等）場合は、消耗品等（同条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第3項の規定により消耗品として同条第1項、第2項、第12項及び第13項並びに同令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下同じ。）に該当することに留意する。
4 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続 措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定の適用を受けるこ	4 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続 措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定の適用を受けるこ

改正後	改正前
とができる酒類は、措置令第46条の8の2第2項第3号《<u>輸出酒類販売場における免税販売手続等</u>》の規定により、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第1項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用を受けて消費税が免除される酒類であることが必要であることから、輸出酒類販売場において免税販売を行う場合の手続については、消費税法施行令第18条の2第2項《輸出物品販売場の許可に関する手続等》に規定する輸出物品販売場の許可の区分に応じた消費税における免税販売手続（同令第18条第7項《<u>輸出物品販売場における免税販売手続等</u>》に規定する免税販売手続をいう。以下同じ。）により販売する酒類となるのであるから留意する。 したがって、手続委託型輸出物品販売場（同令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下同じ。）の許可を受けた輸出酒類販売場における措置法第87条の6第1項の適用を受けるための手続（以下「免税酒類販売手続」という。）は、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類につき、免税販売手続を、当該免税販売手続（購入記録情報（消費税法施行令第18条第7項に規定する購入記録情報をいう。以下同じ。）の提供に係るものを除く。）の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者（同令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下同じ。）が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に代わって行うこととなるから、当該免税販売手続と併せて行う免税酒類販売手続についても、当該承認免税手続事業者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に代わって行うことに留意する。 なお、措置令第46条の8の2第9項の規定により<u>免税購入対象者</u>に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。 5 輸出酒類販売場の許可を受けていない販売場に係る酒類購入記録情報の提供方法等の届出書の提出 措置令第46条の8の2第5項《<u>輸出酒類販売場における免税販売手続等</u>》の規定により、酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下同じ。）を国税庁長官へ提供する場合に輸出酒類販売場	とができる酒類は、措置令第46条の8の2第1項第3号《<u>輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等</u>》の規定により、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第1項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用を受けて消費税が免除される酒類であることが必要であることから、輸出酒類販売場において免税販売を行う場合の手続については、消費税法施行令第18条の2第2項《輸出物品販売場の許可に関する手続等》に規定する輸出物品販売場の許可の区分に応じた消費税における免税販売手続（同令第18条第6項《<u>輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等</u>》に規定する免税販売手続をいう。以下同じ。）により販売する酒類となるのであるから留意する。 したがって、手続委託型輸出物品販売場（同令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下同じ。）の許可を受けた輸出酒類販売場における措置法第87条の6第1項の適用を受けるための手続（以下「免税酒類販売手続」という。）は、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類につき、免税販売手続を、当該免税販売手続（購入記録情報（消費税法施行令第18条第6項に規定する購入記録情報をいう。以下同じ。）の提供に係るものを除く。）の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者（同令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下同じ。）が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に代わって行うこととなるから、当該免税販売手続と併せて行う免税酒類販売手続についても、当該承認免税手続事業者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に代わって行うことに留意する。 なお、措置令第46条の8の2第8項の規定により<u>非居住者</u>に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。 5 輸出酒類販売場の許可を受けていない販売場に係る酒類購入記録情報の提供方法等の届出書の提出 措置令第46条の8の2第4項《<u>輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等</u>》の規定により、酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下同じ。）を国税庁長官へ提供する場合に輸出酒類

改正後	改正前
を経営する酒類製造者が、あらかじめ提出すべき措置規則<u>第37条の4の5</u>第1項《酒類購入記録情報の提供方法等》に規定する届出書は、酒類製造者が新たに輸出酒類販売場の許可を受けようとする場合においては、措置令第46条の8の4第1項《輸出酒類販売場の許可に関する手続等》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。	販売場を経営する酒類製造者が、あらかじめ提出すべき措置規則<u>第37条の4の2</u>第1項《酒類購入記録情報の提供方法等》に規定する届出書は、酒類製造者が新たに輸出酒類販売場の許可を受けようとする場合においては、措置令第46条の8の4第1項《輸出酒類販売場の許可に関する手続等》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。
6 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供の時期 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、措置令第46条の8の2第5項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》の規定により、免税酒類販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税酒類の販売に係る免税酒類販売手続の都度、購入記録情報の提供に併せて酒類購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。	6 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供の時期 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、措置令第46条の8の2第4項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、免税酒類販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税酒類の販売に係る免税酒類販売手続の都度、購入記録情報の提供に併せて酒類購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。
7 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の国税庁長官への提供 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税酒類販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者又は当該酒類製造者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者（消費税法施行令第18条の4第4項《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》に規定する承認送信事業者をいう。以下同じ。）も行うことが可能であることに留意する。 （注）1 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、措置令第46条の8の2第5項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》の規定に基づいて、あらかじめその輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に酒類購入記録情報の提供方法を届け出る必要がある。 2 （省略）	7 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の国税庁長官への提供 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税酒類販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者又は当該酒類製造者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者（消費税法施行令第18条の4第4項《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》に規定する承認送信事業者をいう。以下同じ。）も行うことが可能であることに留意する。 （注）1 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、措置令第46条の8の2第4項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定に基づいて、あらかじめその輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に酒類購入記録情報の提供方法を届け出る必要がある。 2 （同左）

改正後	改正前
8 酒類購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲 措置令第46条の8の2第7項《<u>輸出酒類販売場における免税販売手続等</u>》（同条第13項において準用する場合を含む。）に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。 (1) （省略） (2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は輸出酒類販売場を経営する酒類製造者若しくは承認送信事業者が措置令第46条の8の2第5項の規定により行う酒類購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税酒類販売手続の際に遅滞なく行うことができなかったことにつき、これらの者（手続委託型輸出品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の場合は、承認免税手続事業者を含む。）の責めに帰することができない状況にある事態をいう。 （注） 措置令第46条の8の2第5項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。	8 酒類購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲 措置令第46条の8の2第6項《<u>輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等</u>》（同条第12項において準用する場合を含む。）に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。 (1) （同左） (2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は輸出酒類販売場を経営する酒類製造者若しくは承認送信事業者が措置令第46条の8の2第4項の規定により行う酒類購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税酒類販売手続の際に遅滞なく行うことができなかったことにつき、これらの者（手続委託型輸出品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の場合は、承認免税手続事業者を含む。）の責めに帰することができない状況にある事態をいう。 （注） 措置令第46条の8の2第4項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。
9 承認送信事業者から輸出酒類販売場を経営する酒類製造者への酒類購入記録情報の提供 措置令第46条の8の2第11項後段《<u>輸出酒類販売場における免税販売手続等</u>》の規定に基づき承認送信事業者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に対して行う酒類購入記録情報の提供は、購入記録情報の提供に併せて行うのであるが、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。 (1) （省略） (2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに酒類購入記録情報を記録したものを交付する方法 （注） (1) ロに従って当該承認送信事業者が当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該酒類購入	9 承認送信事業者から輸出酒類販売場を経営する酒類製造者への酒類購入記録情報の提供 措置令第46条の8の2第10項後段《<u>輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等</u>》の規定に基づき承認送信事業者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に対して行う酒類購入記録情報の提供は、購入記録情報の提供に併せて行うのであるが、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。 (1) （同左） (2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに酒類購入記録情報を記録したものを交付する方法 （注） (1) ロに従って当該承認送信事業者が当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該酒類購入

改正後	改正前
記録情報を措置規則<u>第37条の4の6</u>第2項《承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等》の規定により準用される消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）第10条の6第2項《承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存》の規定に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該承認送信事業者から提供を受けた酒類購入記録情報を措置規則<u>第37条の4の7</u>第1項《輸出酒類販売場における酒類購入記録情報等の保存等》の規定により準用される消費税法施行規則第7条第2項《輸出物品販売場における<u>書類等</u>の保存等》の規定に従って保存しているものとして取り扱う。	記録情報を措置規則<u>第37条の4の3</u>第2項《承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等》の規定により準用される消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）第10条の6第2項《承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存》の規定に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該承認送信事業者から提供を受けた酒類購入記録情報を措置規則<u>第37条の4の4</u>第1項《輸出酒類販売場における酒類購入記録情報等の保存等》の規定により準用される消費税法施行規則第7条第2項《輸出物品販売場における<u>購入者誓約書等</u>の保存等》の規定に従って保存しているものとして取り扱う。
第3項関係	第3項関係
1 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日 措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。 (1) 措置法第87条の6第3項の規定によるもの（（2）に掲げるものを除く。） 同項に規定する<u>免税購入対象者</u>が本邦から出国する日（その者が<u>免税購入対象者</u>でなくなる場合には当該<u>免税購入対象者</u>でなくなる日） (2) 措置令第46条の8の2第15項《輸出酒類販売場における<u>免税販売手続等</u>》の規定により読み替えて適用する措置法第87条の6第3項の規定によるもの 措置令第46条の8の2第3項第2号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき<u>免税購入対象者</u>から引渡しを受けた酒類を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該酒類の輸出に係る運送契約を締結した日）	1 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日 措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。 (1) 措置法第87条の6第3項の規定によるもの（（2）に掲げるものを除く。） 同項に規定する<u>非居住者</u>が本邦から出国する日（その者が<u>居住者となる</u>場合には当該<u>居住者となる</u>日） (2) 措置令第46条の8の2第14項《輸出酒類販売場で<u>販売する酒類の範囲、手続等</u>》の規定により読み替えて適用する措置法第87条の6第3項の規定によるもの 措置令第46条の8の2第2項第2号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき<u>非居住者</u>から引渡しを受けた酒類を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該酒類の輸出に係る運送契約を締結した日）

改正後	改正前
2 免税購入した酒類を<u>免税購入対象者が国内において消費した場合の取扱い</u> 輸出酒類販売場において、措置令第46条の8の2第3項《<u>輸出酒類販売場における免税販売手続等</u>》に規定する方法により酒類を購入した<u>免税購入対象者が</u>、当該酒類を国内において消費した場合には、措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当し、同項に規定する出港地を所轄する税関長又は住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長は、同項の規定により当該免税購入対象者から酒税を徴収することに留意する。 3 「輸出しないとき」の範囲 輸出酒類販売場において免税酒類を措置令第46条の8の2第3項第1号《<u>輸出酒類販売場における免税販売手続等</u>》に掲げる方法により購入した<u>免税購入対象者が</u>、本邦から出国する際に当該酒類を所持していなかった場合には、原則として、措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当することに留意する。 ただし、<u>免税購入対象者が</u>本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかなきときは、同項に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当しないものと取り扱って差し支えない。 なお、<u>免税購入対象者が免税購入対象者でなくなる場合において、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、そのなくなる時まで</u>に当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかなきとも同様とする。 (1) (省略) (2) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する小包郵便物又はEMS郵便物(以下「小包郵便物等」という。)として当該酒類を輸出する場合 <u>(当該輸出の時にける輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項《郵便物の輸出入の簡易手続》</u>	2 免税購入した酒類を<u>非居住者が国内において消費した場合の取扱い</u> 輸出酒類販売場において、措置令第46条の8の2第2項《<u>輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等</u>》に規定する方法により酒類を購入した<u>非居住者が</u>、当該酒類を国内において消費した場合には、措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当することに留意する。 3 「輸出しないとき」の範囲 輸出酒類販売場において免税酒類を措置令第46条の8の2第2項第1号《<u>輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等</u>》に掲げる方法により購入した<u>非居住者が</u>、本邦から出国する際に当該酒類を所持していなかった場合には、原則として、措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当することに留意する。 ただし、<u>非居住者が</u>本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかなきときは、同項に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当しないものと取り扱って差し支えない。 なお、<u>非居住者が居住者となる場合において、その居住者となる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、その居住者となる日まで</u>に当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかなきとも同様とする。 (1) (同左) (2) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する小包郵便物又はEMS郵便物(以下「小包郵便物等」という。)として当該酒類を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付し

改正後	改正前
<u>の規定の適用があるものの輸出に限る。)</u>に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付した次に掲げる事項が記載された書類の写し イ～ニ （省略） (3) 万国郵便条約第1条に規定する通常郵便物として当該酒類を輸出する場合 <u>(当該輸出の時ににおける輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項《郵便物の輸出入の簡易手続》の規定の適用があるものの輸出に限る。)</u>に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの (4) （省略） 第5項関係 1 免税購入対象者が免税購入した酒類につき国内で譲渡等があった場合の酒税の即時徴収 措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同条第1項に規定する酒類で<u>免税購入対象者</u>が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入した酒類を、当該<u>免税購入対象者</u>が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該酒類を当該<u>免税購入対象者</u>から譲り受けた場合及び当該酒類を当該<u>免税購入対象者</u>から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該酒類の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。 この場合において、当該酒類を譲渡した者（当該酒類を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、当該酒類を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、<u>税務署長は</u>、当該所持した者から同条第5項の規定により酒税を徴収するのであるから留意する。 第10項関係 1 「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不	た次に掲げる事項が記載された書類の写し イ～ニ （同左） (3) 万国郵便条約第1条に規定する通常郵便物として当該酒類を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの (4) （同左） 第5項関係 1 非居住者が免税購入した酒類につき国内で譲渡等があった場合の酒税の即時徴収 措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同条第1項に規定する酒類で<u>非居住者</u>が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入した酒類を、当該<u>非居住者</u>が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該酒類を当該<u>非居住者</u>から譲り受けた場合及び当該酒類を当該<u>非居住者</u>から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該酒類の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。 この場合において、当該酒類を譲渡した者（当該酒類を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、当該酒類を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により酒税を徴収するのであるから留意する。 第10項関係 1 「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不

改正後	改正前
適当と認められる場合」の意義 措置法第87条の6第10項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、<u>免税購入対象者</u>に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出酒類販売場としての物的、人的及び資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。 <u>附則（令和5年法律第3号関係）</u> <u>用語の意義</u> <u>この附則における用語の意義は、第1編 総則《用語の意義》によるほか、次による。</u> (1) <u>「令和5年改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）をいう。</u> (2) <u>「新措置法」とは、令和5年改正法による改正後の租税特別措置法をいう。</u> (3) <u>「旧措置法」とは、令和5年改正法による改正前の租税特別措置法をいう。</u> 第54条 清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置 第2項及び第3項関係 <u>令和5年改正法附則第54条第2項及び第3項《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる旧措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用は、次による。</u> 1 「特例適用製造者」の判定 <u>旧措置法第87条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「特例適用製造者」は、同条の適用対象となる清酒等（注1）の製造者のうち、清酒等以外も含めた全ての品目の酒類の前年度における総課税移出数量（注2、3）が10,000kℓ以下である者をいう。</u> <u>（注）1 清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒又は発泡酒をいう。以下この編において同じ。</u> <u>2 純課税移出数量の合計をいう。以下この編において同じ。</u>	適当と認められる場合」の意義 措置法第87条の6第10項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、<u>非居住者</u>に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出酒類販売場としての物的、人的及び資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。 <u>（新設）</u>

改正後	改正前
<u>3 2以上の製造場を有する製造者の特例適用製造者の判定は、製造場ごと、かつ、品目ごとに純課税移出数量を算出し、その合計により行う。</u> <u>2 「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」等の取扱い</u> <u>旧措置法第87条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」及び「製造場から移出する清酒等」の数量については、品目ごとの純課税移出数量による。</u> <u>(注) 製造場から清酒等を移出した場合であっても法第54条第5項《罰則》の適用があるときには、旧措置法第87条の規定は適用しない。</u> <u>3 税率の特例を適用する場合の数量の取扱い</u> <u>(1) 税率の特例(注)の適用は、その年度の開始から順次200kℓに達するまでの清酒等ごとの純課税移出数量を積算して行う。</u> <u>(注) 純課税移出数量を移出した順に順次積算して適用するものであり、例えば、特定の月分だけ適用することや、同一品目のうち、税率の高いものだけに適用はできない。</u> <u>(2) 2以上の清酒等の製造場を有する製造者が税率の特例を適用する場合において、月中に合計で税率の特例の適用数量が200kℓに達する月においては、(1)にかかわらず、製造者の選択した1製造場において税率の特例を適用することとして差し支えない。この場合、製造者の選択した1製造場を、当該月の酒税に係る期限内申告書を提出するときまでに当該製造場の所轄税務署長に届出させる。</u> <u>4 「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」の意義等</u> <u>再移出控除適用酒類(注1、2)とは、移出につき再移出控除の適用を受ける酒類をいい、原料使用控除を受け又は受けようとする酒類は含まれない。</u> <u>(注) 1 他の製造場から移出する際に旧措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定を適用されたものであるかどうかにかかわらず、再移出</u>	

改正後	改正前
<u>控除適用酒類を移出する製造場における「二百キ ロリットルまでのもの」には含まれない。</u> <u>2 再移出控除適用酒類の数量については、第2編 第30条第3項関係の3〈再移出控除を受けようと する場合における移入酒類の数量等の計算〉の定 めにより算出する。</u> 5 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 <u>(1) 税率の特例を適用する場合の酒税額は、第2編第30 条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数 計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出 した酒税額に、清酒等を製造場から移出する年度に応 じ、旧措置法第87条第1項又は第2項《清酒等に係る酒 税の税率の特例》に規定する割合を乗じて計算する。</u> <u>なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合 には、第2編第23条の3〈混和酒の税率適用の取扱い〉 の定めに従って算出した酒税額に、旧措置法第87条第 1項又は第2項に規定する割合を乗じて計算する。</u> <u>(2) (1)により算出した税額に1円未満の端数がある場 合には、これを切り捨てる。</u> 6 税率の特例の適用を受けた酒類を戻し入れた場合の取 扱い <u>特例適用酒類(注)を戻し入れた場合の酒税額の控除に ついては、法第30条《戻し入れの場合の酒税額の控除等》の 規定による。</u> <u>ただし、戻し入れた酒類が、特例適用酒類であるか否か が明らかでない場合には、次のとおり取り扱う。</u> <u>(注) 税率の特例の適用を受けた酒類をいう。以下この 編において同じ。</u> <u>(1) 年度当初からの戻し入れ分を控除した純課税移出数量 が200kℓを超えているときには、戻し入れに係る数量の全 量を特例適用酒類以外のものとする。</u> <u>(2) 年度当初からの戻し入れ分を控除した純課税移出数量 が200kℓ以下のときには、次による。</u> <u>イ 戻し入れ分を控除しない場合でも200kℓ以下となっ ているときは、戻し入れに係る数量の全量を特例適用 酒類とする。</u> <u>ロ 戻し入れ分を控除しない場合に200kℓを超えるとき</u>	

改正後	改正前
<u>は、200kℓを超える数量を特例適用酒類以外の酒類とし、200kℓまでの数量を特例適用酒類とする。</u> 第55条 ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置 第2項及び第3項関係 <u>令和5年改正法附則第55条第2項及び第3項《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる旧措置法第87条の4第3項及び第4項《ビールに係る酒税の税率の特例》の規定の適用は、次による。</u> 1 「特例適用製造者」の判定 <u>旧措置法第87条の4第3項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「特例適用製造者」（注）は、同条の適用対象となるビールの製造者のうち、総課税移出数量が10,000kℓ以下である者をいう。</u> <u>（注） 2以上の製造場を有する製造者の特例適用製造者の判定は、製造場ごと、かつ、品目ごとに純課税移出数量を算出し、その合計により行う。</u> 2 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い <u>旧措置法第87条の4第3項及び第4項《ビールに係る酒税の税率の特例》の適用の取扱いは、第54条第2項及び第3項関係の2から6〈清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置〉の定めを準用する。</u> 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者の取扱い <u>旧措置法第87条の4第1項又は第2項《ビールに係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けていた者は、令和5年改正法附則第55条第2項又は第3項《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の規定に基づき、旧措置法第87条の4第3項又は第4項の規定の適用を受けることができる。</u> 第56条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置 第5項関係 1 令和5年3月31日以前から完全支配関係がある者の取	

改正後	改正前
<u>扱い</u> <u>令和５年改正法附則第56条第５項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に基づき、令和５年３月31日以前から引き続き承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者の前年度課税移出数量については、当該承認酒類製造者の当該数量に含めない。</u> <u>第６項関係</u> <u>１ 「酒類製造者が主となって組織する法人」の意義</u> <u>令和５年改正法附則第56条第６項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置》に規定する「酒類製造者が主となって組織する法人」とは、以下の法人をいう。</u> <u>(１) 酒類製造者が会社の発行済株式又は総出資金額の50%以上を保有している法人</u> <u>(２) 法人が中小企業等協同組合法による組合である場合には、酒類製造者が総出資金額の50%以上を出資しており、かつ、構成員の50%以上を占めている法人</u>	